

# 令和4年度(2022年度)森林環境譲与税の使途(決算)の公表について

令和5年9月19日

## 1. 森林環境譲与税について

森林環境譲与税については、パリ協定での枠組みのもとで日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や近年多発する自然災害の防止等を図るため、これに必要な森林整備等に係る地方財源を安定的に確保することや平成31年4月施行の「森林経営管理法」を踏まえて創設され、令和元年度(2019年度)より開始されております。森林環境譲与税の使途については、地方公共団体に一定の裁量があり、地域の実情に応じて法令に定める予定の範囲(森林整備及びその促進に関する費用)で、事業を幅広く弾力的に実施できるものとされております。

※ 森林整備及びその促進に関する費用⇒間伐などの森林整備、森林経営管理制度に要する費用や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等に関する費用とされております。

## 2. 森林環境譲与税の使途の公表について

法律の定めにより、町長は森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表することとされております。

## 3. 令和4年度(2022年度)枝幸町に対する交付額

63,760,000円

(内訳:私有林人工林面積分:54,726千円、林業従事者分:8,243千円、人口分:791千円)

## 4. 森林環境譲与税活用事業の内容(使途)について

令和4年度(2022年度)における当町の事業内容や決算額については、以下のとおりとなっております。

### (1)活用事業の内容について

活用事業区分	事業内容	備考
森林経営管理制度に係る経費	森林経営管理法に基づき、森林所有者に対して今後の所有森林の経営管理に関する調査等の実施	
森林整備に係る経費	国が従来実施している公共事業と同様の森林整備事業を創設し、町内における森林整備を推進	
	国・道補助事業を活用して実施する林業機械等の整備に対して、必要な助成を実施	
	森林整備事業(保育等)に係る自己負担分に対して、必要な助成を実施し、森林所有者の負担軽減と町内森林整備を推進	
林道の整備等	当町が敷設している林道(林業専用道)の維持・管理に必要な業務を実施	

地域材利用(木質化・備品・遊具等)に要する経費	「枝幸町地域材利用推進方針」に基づき、公共建築物において積極的な地域材製品の導入を推進する	
その他(人材育成・担い手支援・林業活動団体への支援)	・林業専門知識を習得するための研修会等への職員の派遣 ・林業従事者の担い手確保、就労環境の改善・長期就労化に対する取り組みを支援 ・町内林業活動団体に必要な支援を実施(2団体)	

(2)令和4年度(2022年度)決算額(使途)について

活用事業区分	内 容	支出額(円)	備 考
森林経営管理制度に係る経費	事業用消耗品の購入等	315,603 円	
森林整備に係る経費	森林整備に対する補助金	36,898,223 円	
	高性能林業機械の導入に対する補助金	5,820,000 円	
	森林整備に要する自己負担軽減に係る補助金	2,227,740 円	
林道等の整備	林道施設の維持管理・補修費用	4,950,749 円	
地域材利用(木質化・備品・遊具等)に要する経費	認定こども園の備品・遊具等購入	6,288,000 円	
	公共施設における備品購入	4,312,000 円	
その他(人材育成・担い手支援・林業活動団体への支援)	研修会派遣に係る旅費	305,800 円	
	担い手確保に対する支援	100,000 円	
	林業従事者の就労環境改善・長期就労化等に対する支援	1,842,015 円	
	森林・林業活動団体に対する補助金	689,792 円	2 団体
合 計		63,749,922 円	

## 5. 枝幸町森林環境譲与税基金積立金について

国から交付される森林環境譲与税は、適切な執行管理と使途及び実績の公表に資するため、市町村において基金を設置し、事業の執行と財源の管理を行うこととされております。

このため、当町でも「枝幸町森林環境譲与税基金」を設置して、事業の執行と財源の管理を行うものとしております。

なお、令和4年度末(2022年度)における基金残高は次のとおりとなります。

	令和3年度末基金残高	40,052,000円	…①
収 入	令和4年度森林環境譲与税交付額	63,760,000円	…②
〃	令和4年度基金積立利息	41,000円	…③
支 出	令和4年度森林環境譲与税活用事業	63,749,922円	…④
残 高	令和4年度末 枝幸町森林環境譲与税基金積立金	40,104,000円	①+②+③-④

(※支出額 63,749,922 円のうち、922 円は一般財源を充当しております。)

基金積立金については、森林整備の推進及び木材加工流通施設等の整備に対する必要な支援に活用することとしております。

問い合わせ先: 枝幸町農林課林政係 電話(0163)62-1359